

**電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る  
意見募集に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方**

## 1. 提出意見

3件（件数は意見提出者数）の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見及び総務省の考え方を以下に示します（提出順）。

### No.1 株式会社 エイ・コスモス

案に対する意見及びその理由	総務省の考え方
第3者への委託は、かまわないが、衛星事業者のみならず、受信を生業としている電気通信事業者、ほか一般ユーザーまで含めて、検討対象に入らないと、委託に意味がないとかんがえます。	案に対する賛同意見として承ります。 なお、電波法（昭和25年法律第131号）第56条第1項の規定に基づき指定する受信専用設備以外のものは、電波法上の保護の対象外となります。

### No.2 株式会社NTTドコモ

案に対する意見及びその理由	総務省の考え方
本改正案により、3,400MHzから3,600MHzまでの周波数を使用する基地局に関し、衛星事業者との間で実施している周波数共用調整の負担軽減が図られ、より円滑な基地局開設が実現できるものと期待されます。従って、本改正案に賛同するとともに、第三者機関における共用調整の実現に向け、速やかに制度整備が行われることを希望致します。	案に対する賛同意見として承ります。

No.3 KDDI 株式会社

案に対する意見及びその理由	総務省の考え方
<p>本訓令案は、周波数共用に係る関係事業者間での干渉検討の負担軽減が図られると共に、第三者機関による信頼性の高い干渉調整体制が構築されることで周波数有効利用の増進に寄与するものと考えことから、原案に賛同致します。</p> <p>なお、第三者機関の干渉検討が早期に実施可能となるよう、速やかに施行されることを希望致します。</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。</p>